

消防防災関係財政・補助事務必携

消防財政研究会 編

A5判・768頁・2025年11月発刊
定価 4,840円(本体 4,400円+税10%)

令和 7 年度版

消防防災関係財政・補助事務必携



消防財政研究会 編

第一法規

消防財政制度及び消防防災施設等の整備に対する
地方財政措置等について、わかりやすく解説！

本年度の主な改訂内容

■令和7年の改正を踏まえ、補助金の基準額や補助率等について、対象施設・設備ごとに具体的に解説！

■最新の関係法令、資料を収録！

(法令内容現在：令和7年6月28日までに公布され、令和7年7月1日時点で効力を有するもの)

都道府県・市町村等の消防財政の担当者及び
消防防災事業にかかわる全ての方々の実務に役立つ
日本唯一のハンドブック！

消防行財政制度のあらまし

1 消防財政の意義と特色

(1) 消防財政の意義

昭和23年3月の消防組織法(昭和22年法律第226号)の施行により、市町村は地方自治の本旨に基づき、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を負うとともに、その消防の責務を果たすために必要な経費は当該市町村が負担することとなった。

市町村の消防の任務の主なもの、火災の警戒、鎮圧等の消火活動、風水害対策をはじめ、予防行政としての火災予防広報、予防査察、建築確認の同意、防火管理者の指導、危険物の規制、プロパンガス規制への関与、消防設備の設置規制、救助業務、救急業務のほか大規模地震防災対策等であり、これら消防の任務は時代の推移とともに質的・量的に増大してきている。

市町村においては、その任務を十分に果たす上で必要となる消防施設や人員を確保するため、財源の裏付けをした上で、所要の歳出を予算計上していることとなる。

一方、国や都道府県においては、原則として直接の消防活動は行っていないが、市町村の消防の円滑な運営のための役割を担っている。

国(消防庁)は、消防制度や消防準則の企画及び立案、消防職員の教養訓練の基準、消防施設の強化拡充の指導及び助成、消防思想の普及宣伝、消防に必要な人員及び施設の基準、人命の救助活動・救急業務の基準、消防の応援及び支援並びに緊急消防援助隊、災害対策基本法等に基づく国と地方公共団体との連絡、国際緊急援助活動等を行っている。

また、都道府県は、消防職員の教養訓練、消防職員の人事交流のあっせん、消防施設の強化拡充の指導及び助成、消防関係の普及宣伝、消防設備

3 基準額に対する加算又は控除

基準額は、消防施設の種類ごとに、それぞれ一定の規格(標準規格)に応じた標準的な経費が設定されているが、地域の実情により附属品の追加を必要とする場合、地域の特殊性により事業費が著しく割高となるような場合、あるいは、これとは逆に基準額の積算の基礎となっている事業の一部を必要としないような場合について、この基準額に対する加算又は控除の制度が設けられている。

令和7年度の基準額に対する加算額又は控除額は次表のとおりである。

(1) 消防防災施設整備費補助金

令和7年度基準額に加算額又は控除額

区 分	規 定	金 額	説 明
市 街 地 加 算	施 1・10	千円 556	消防力の整備指針第2条第1号に規定する市街地に設置する防火水槽(無蓋及び無底を除く。)に、この加算を行うものである。(昭和53年度から措置)
吸 水 管 加 算	施 1・5 施 1・11	333 以内	豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定により豪雪地帯の指定を受けた地域に「防火水槽(林野分)」、「耐震性貯水槽」を設置する場合、立上り吸水管の工事が必要であると消防庁長官が認めた場合に、この金額の範囲内で加算を行うものである。(防火水槽(林野分)は昭和57年度、耐震性貯水槽は令和5年度から措置)
ゆう水・くい打加算	施 1・12	333 以内	掘削1m未満でゆう水のある地域又は土質の関係上くい打ちを要する地域に設置する40㎡級有蓋又は無蓋の「防火水槽(林野分)」で、ゆう水対策又はくい打ち工事に特に多額の経費を要すると消防庁長官が認めた場合における「防火水槽(林野分)」の基準額は、333千円を超過しない範囲内に

◆消防行財政制度のあらまし

- 1 消防財政の意義と特色
- 2 消防体制の計画的充実
- 3 市町村の消防の広域化及び連携・協力

◆市町村の消防財源

- 1 地方団体の収入と消防財源との関わり
- 2 消防防災施設等の整備に対する財政措置
- 3 市町村の消防の広域化及び連携・協力に係る財政措置

◆補助対象施設と補助率

- 1 補助対象施設
- 2 基準額
- 3 基準額に対する加算又は控除
- 4 補助率
- 5 補助率の特例措置
- 6 消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る事業一覧（所管課差別）

◆補助対象規格

- 1 規格の意義
 - 2 各補助対象施設及び設備の規格
- 【消防防災施設】
- (1) 耐震性貯水槽
 - (2) 備蓄倉庫（地域防災拠点施設）
 - (3) 防火水槽（林野分）
 - (4) 救助活動等拠点施設等
 - (5) 活動火山対策避難施設
 - (6) 画像伝送システム（施設分）
 - (7) 広域訓練拠点施設
 - (8) 救急安心センター等整備事業
 - (9) 高機能消防指令センター総合整備事業
- 【緊急消防援助隊設備】
- (1) 消防用自動車
 - ① 消防ポンプ自動車
 - ア 災害対応特殊消防ポンプ自動車
 - イ 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車
 - ウ 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車
 - ② 救助工作車
 - ③ 救助自動車
 - ④ その他の消防用自動車
 - ア 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車
 - イ 災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車

- ウ 災害対応特殊高発泡車
- エ 災害対応特殊大型高所放水車
- オ 災害対応特殊泡原液搬送車
- カ 特殊災害対応自動車
- キ 支援車
- ク 海水利用型消防水利システム
- ケ 災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車
- コ 消防活動二輪車
- (2) 航空機
- 救助消防ヘリコプター
- (3) 消防艇
- 広域応援対応型消防艇
- (4) 消防用資機材
 - ① 救助用資機材
 - ア 救助用資機材
 - イ 高度救助用資機材
 - ウ 高度探査装置
 - ② 救急用資機材
 - ア 高度救命処置用資機材
 - イ 搬送用アイソレーター装置
 - ③ その他の消防用資機材
- ア 緊急消防援助隊用支援資機材等
- イ テロ対策用特殊救助資機材
- ウ 検知型遠隔探査装置
- エ 海水利用型消防水利システム用資機材
- オ ヘリコプター高度化資機材
- カ ヘリコプター消火用タンク
- キ ヘリコプター用衛星電話
- (5) 消防に関する情報通信を行うための施設
 - ① 消防救急デジタル無線設備
 - ② 消防救急デジタル無線設備
 - ③ その他の消防に関する情報通信を行うための施設ヘリコプターテレビ電送システム

◆補助金交付事務手続

◆補助事業執行上の留意点

◆実績報告

◎補助金交付要綱及び関係法令等

- 1 国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額
- 2 消防防災施設整備費補助金交付要綱
- 3 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱
- 4 東日本大震災関係法令等
 - (1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（抄）

- (2) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（抄）
- (3) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行に関する政令（抄）
- (4) 復興庁設置法（抄）
- (5) 復興庁設置法第4条第2項第3号イ及びロの事業を定める政令（抄）
- (6) 消防防災施設災害復旧費補助金交付要綱（抄）
- (7) 消防防災設備災害復旧費補助金交付要綱（抄）
- (8) 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金交付要綱（抄）
- 5 消防組織法
- 6 緊急消防援助隊に関する政令
- 7 消防施設強化促進法
- 8 消防施設強化促進法施行令
- 9 総務省所管補助金等交付規則
- 10 消防防災施設等整備費補助金関係法令等

- (1) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（抄）
- (2) 地震防災対策特別措置法（抄）
- (3) 離島振興法（抄）
- (4) 奄美群島振興開発特別措置法（抄）
- (5) 山村振興法（抄）
- (6) 小笠原諸島振興開発特別措置法（抄）
- (7) 沖縄振興特別措置法（抄）
- (8) 活動火山対策特別措置法（抄）
- (9) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抄）
- (10) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（抄）
- (11) 石油コンビナート等災害防止法施行令（抄）

◎附録

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）

- 3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務を消防庁長官に委任した件
- 4 予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件
- 5 利率等の表示の年利建て移行に関する法律（抄）
- 6 消防施設強化促進法第5条の規定に基く補助金の交付申請書の提出に関する総理府令
- 7 総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（一部改正）
- 8 東日本大震災復興特別会計補助金等に係る財産処分について
- 9 消防力の整備指針
- 10 消防水利の基準
- 11 市町村の消防の広域化に関する基本指針
- 12 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令
- 13 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画
- 14 緊急消防援助隊の登録隊数（令和7年4月1日）
- 15 市町村の消防の連携・協力に関する基本指針
- 16 消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備の実施にあたっての留意事項について
- 17 消防指令センターの共同運用にあたっての留意事項について
- 18 令和7年度地方債同意等基（抄）
- 19 令和7年度地方債充当率
- 20 令和7年度地方債同意等基準運用要綱（抄）
- 21 令和7年度地方債についての質疑応答集（抄）
- 22 令和6年度消防庁補正予算、令和6年度消防庁予算案及び令和7年度の消防防災に関する地方財政措置の見直し等を踏まえた留意事項について

【法令内容現在】

令和7年6月28日までに公布され
令和7月1日時点で効力を有するもの

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規 ストア

検索



申込書〈第一法規刊〉

書名	価格	部数
令和7年度版 消防防災関係財政・補助事務必携 [098228]	定価 4,840円 (本体：4,400円+税10%)	部

*弊社宛直接お申込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください) □代金引換により支払います。 □現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引き手数料を含む合計金額は、 商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。 その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	--

年 月 日

〒	—		
ご住所			
ご機関名	部署名	☐ 公用 ☐ 私用	
フリガナ ご氏名	TEL	— —	
	E-mail	@	

<お客様の個人情報の取扱いについて>お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（<https://www.daiichihoeki.co.jp/support/contact/contact.php>）もしくはフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル■TEL 0120-203-696 ■FAX 0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX：0120-302-640

書店印